

# にぎわいのある街づくりに向けた道路占有に係る手続のワンストップ化について

2022/11/10（木）

森ビル株式会社

## にぎわいある街づくりに向けた道路占用に係る手続のワンストップ化

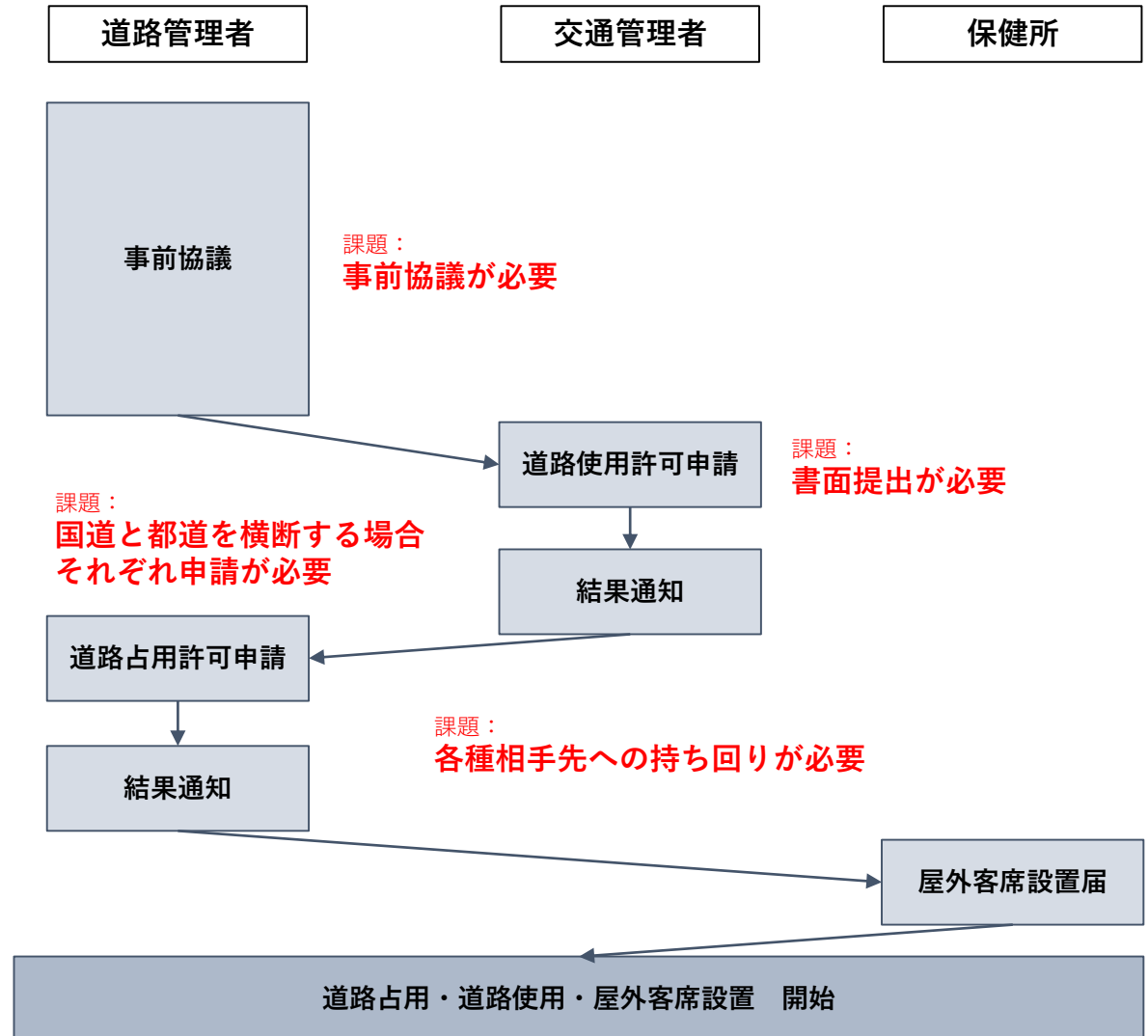
- ① デジタル庁や国土交通省が中心となり、地方公共団体における道路占用許可申請について、「e-Gov」を利用した標準化した形での手続のオンライン化の早期実現を図るべき
  
- ② 「道路占用システム」と「e-Gov」のシステム間直接連携等により、指定区間内の国道とその他の道路を同時に占有しようとする場合も、2つのシステム上でそれぞれ手続を行うのではなく、1つのシステム上でワンストップに行えるようにすることで、利便性を向上させるべき

# 新虎通りエリアマネジメント

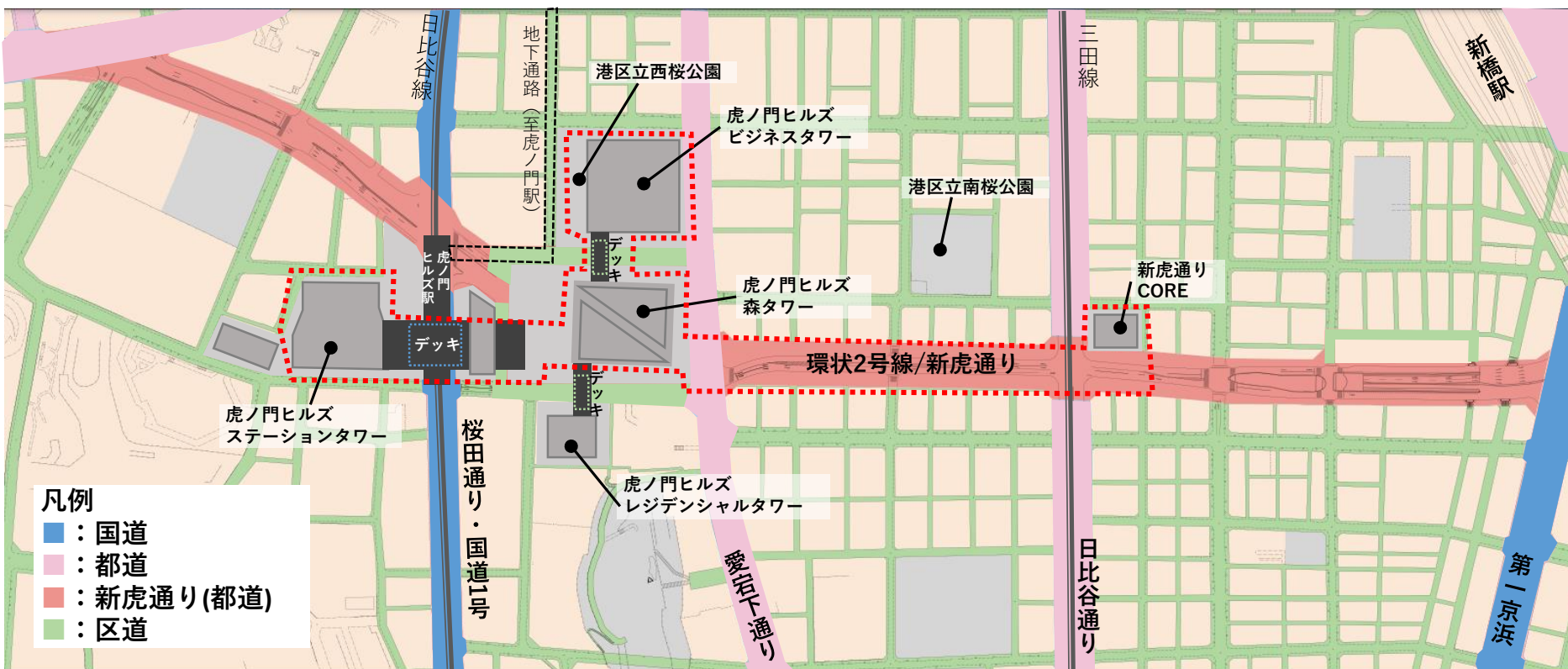
地域の活性化・コミュニティ形成のための  
イベント実施や屋外客席設置等にかかる手続きのイメージ



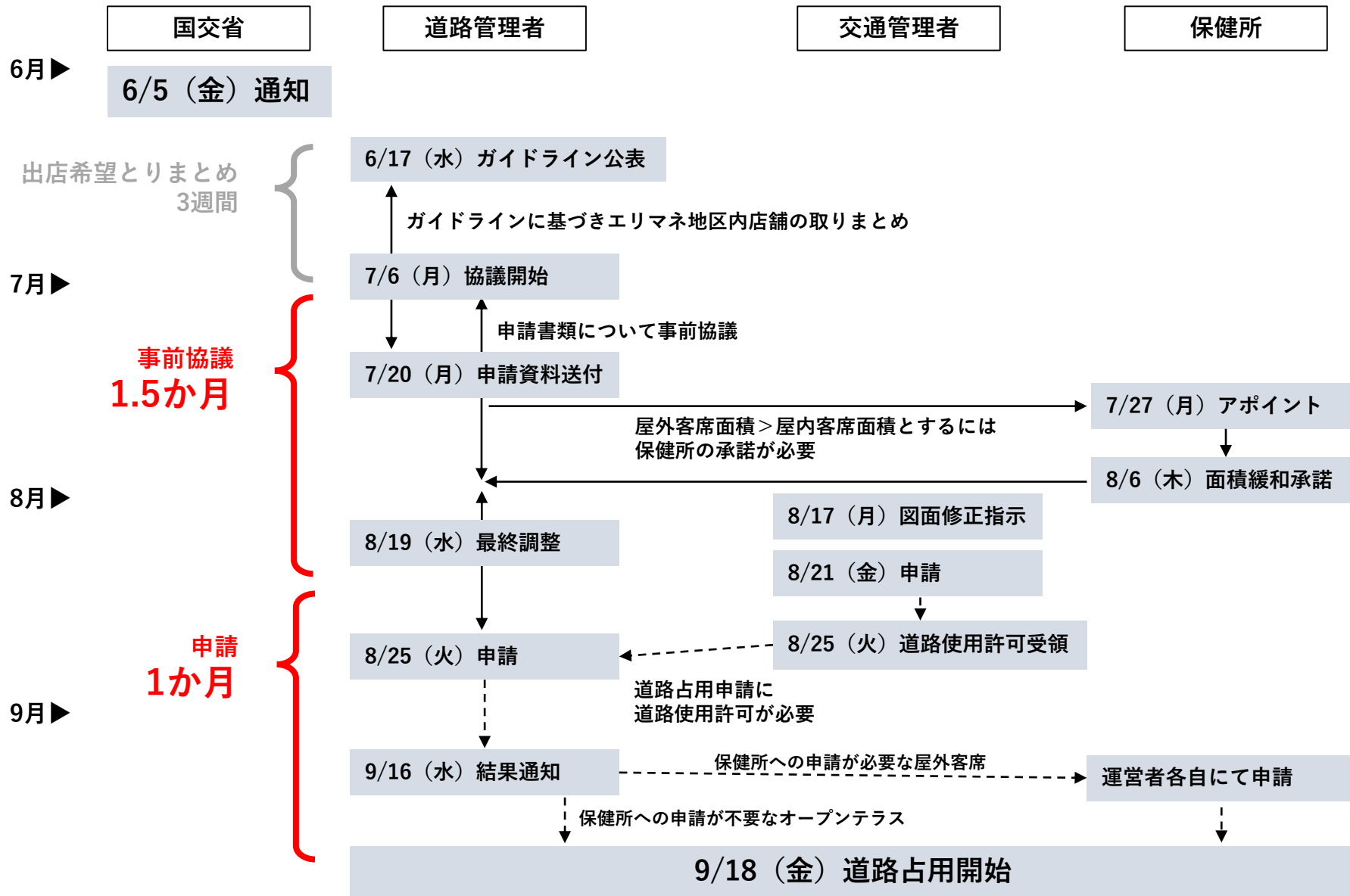
道路上に屋外客席を設置する場合、  
 「道路占用許可申請」「道路使用許可申請」「屋外客席設置届（東京都の場合）」が必要



## 新虎通り周辺の道路区分



出典：東京都HP、道路台帳等を参考に森ビルにて加工



道路占用に関するコロナ特例の申請において、事前協議 + 申請で2.5か月かかったことから、2020/10/9 規制改革推進会議投資等WGにて

「紙と捺印・対面申請 → オンライン化」 「各所持ち回り → ワンストップ化」 「事前協議 → 確認事項の公開」 を要望

### 歩行者利便増進道路制度にかかる許可申請

〔本制度の活用を検討している方へ〕

まず、占用したい道路の道路管理者を確認してください。地方公共団体が管理する国道、都道府県道、市区町村道については、各地方公共団体にお尋ねください。国が管理する国道の場合は、以下を参照してください。

道路に椅子やテーブルを設置する際は、道路管理者による「道路占用許可」及び警察による「道路使用許可」が必要となります。

#### 道路占用許可(道路管理者)

##### <占用許可基準>

申請をお考えの方は、事前に[こちらの](#)確認事項をチェックしてください。

#### 確認事項の公開

##### <占用許可申請>

以下の①又は②の方法で、道路管理者へ申請することができます。なお、申請書の記載例及び添付書類例についてはこちらをご覧ください。

占用許可申請書の記載例

添付書類例

##### ①書面による申請

様式をダウンロードの上、必要事項を記入・印刷し、最寄りの[国道事務所\(出張所\)](#)へ提出してください。

##### <占用許可申請書様式>

ワード

エクセル

PDF



##### ②オンラインによる申請

操作手順を参考に、「道路占用システム」を利用し、電子申請してください。

「道路占用システム」操作手順

#### オンライン化

道路占用システム  
オンライン申請対応



#### 道路使用許可(警察)

##### <使用許可基準>

申請をお考えの方は、事前に[こちらの](#)確認事項をチェックしてください。

#### 確認事項の公開

##### <使用許可申請>

[警察庁HP](#)をご覧ください。

〔道路占用許可・道路使用許可の一括申請等〕

#### ワンストップ化

本制度を利用し、路上に飲食施設等を設置しようとする際は、道路占用許可基準及び道路使用許可基準(上記)の確認事項をチェックの上、これらの確認事項を満たす場合、申請者は道路管理者及び都道府県警察へ事前相談から一方の窓口に出すことができます(窓口の一元化)。また、道路占用システムを活用した、道路占用許可と道路使用許可のオンラインによる一括申請が可能です。

なお、本確認事項を満たさない場合であっても、道路管理者及び都道府県警察への事前相談を行った上で道路占用許可及び道路使用許可の申請を行うことは可能です。なお、この場合の事前相談については、道路管理者及び詳細は最寄りの[国道事務所\(出張所\)](#)又は警察署にお尋ね下さい。

## ほこみちにおける 道路占用の許可基準 (国交省公開)

歩行者利便増進道路制度における沿道飲食店等の路上利用に係る  
道路占用許可の確認事項

占用主体	暴力団又はその構成員の統制下にある法人等及び暴力団員その他の反社会的勢力に属する者でないこと
占用の場所	利便増進誘導区域内であること
施設の構造	倒壊、落下等のおそれがないこと
	必要以上の易燃性や爆発性の物件、悪臭や騒音等を発する物件を用いるものでないこと
	自己の店舗前の外に及ぶなど、必要以上の規模となっていないこと
	意匠、色彩等により、臨見運転等を引き起こすものでないこと
	車両運転者の横断者や標識等への視認性を妨げるものでないこと
	意匠、構造及び色彩が、周辺の環境と調和するものであること
営業形態	特定の会員等のみを対象としたものではなく、広く一般に対して物品の販売又はサービスの提供を行うものであること
	公序良俗に反し、社会通念上不適当なものの売買又はサービスの提供ではないこと
	夜間や強風時には屋内への収納や一時的な撤去等の適切な管理がなされるものであること
	道路の機能や道路環境の維持・向上のための清掃、除草等の措置が行われること

上記の確認事項は、歩行者利便増進道路制度における沿道飲食店等の路上利用に係る道路占用許可の審査において、道路管理者が確認する一般的な事項をまとめたものです。  
これらの確認事項を満たす場合には、道路管理者への事前相談を行うことなく、道路占用許可を申請していただいで差し支えありません。

なお、これらの確認事項を満たす場合であっても、道路の構造又は交通内容の補正等を求める場合があります。

**事前相談の省略**

## ほこみちにおける 道路使用の許可基準 (警察庁公開)

新制度における沿道飲食店等の路上利用に係る確認事項

合意形成	沿道居住者等の合意形成を図っていること。
路上利用の日時	例えば、通勤・通学に使用される道路では、通勤・通学ラッシュ時間帯を避けるなど、交通頻繁な時間帯に実施していないこと。
路上利用の場所	利便増進誘導区域内に設けられるものであること。
安全対策の内容	利用客が滞留するおそれがある場合は、整理誘導等の必要な措置を講じていること。
路上利用の方法	テラス営業を目的とした申請の場合、利用客が許可された範囲を超えて利用しないよう、テーブル、イス等を配置していること。
	道路標識、信号機等の見通しを妨げるような場所に設置し、又はその見通しを妨げるような方法で設置していないこと。
	音響装置を設置する場合は、緊急自動車のサイレン音、視覚障がい者用信号音、その他交通の安全と円滑を図るために鳴らされる音の聴取を妨げない音量であること。
	営業上必要な仮設施設の設置時間は、店舗の営業時間内とし、その他の時間帯については、交通の妨害とならないような方法で整理を行っていること。
迂回路の設定	車両等の通行止め規制の実施が見込まれる場合や多数の人手が見込まれる場合は、予想される交通量を処理できる迂回路を確保していること。

注：ここに示す確認事項は、申請者自らが沿道飲食店等の路上利用に当たって、これらの事項を確認している場合、申請者は都道府県警察への事前相談を経ることなく、道路使用許可の申請を行うことが可能であることを示すものです。

なお、これらの確認事項を満たさない場合であっても、道路使用許可が可能となる場合がありますので、都道府県警察にあらかじめご相談ください。  
なお、これらの確認事項を満たす場合であっても、交通への支障の補正等を求める場合があります。

**事前相談の省略**

※「新制度」とは…歩行者利便増進道路の利便増進誘導区域内における歩行者利便増進施設等の設置について、道路占用許可の特例を適用することができる制度のこと。



マイページ

手続検索

手続ブックマーク

申請案件一覧

メッセージ

基本情報管理

申請案件に関する通知

0件

手続に関するご案内

0件

公文書

0件

## 手続ブックマーク

「手続検索」からよく申請する手続をブックマークすることができます。



## お知らせ

三覧

2022年10月21日 **重要** 申請件数の増加等に伴うe-Gov電子申請サービスの処理遅延の解消について

2022年09月08日 **重要** e-Govで発生中の事象について（9/7）【9/9更新：復旧済み】

2022年09月05日 **重要** 【e-Govでの金融庁手続に関する申請・届出の受付終了について】【金融庁】

2022年11月01日 **国土交通省** 【建設関連業者関係手続】システム移行による電子申請の受付停止について

2022年10月28日 **国土交通省** 国土交通省のオンライン申請システムの停止のお知らせ（2022年11月4日（金）から2022年11月7日（月）まで）

2022年10月26日 **e-Gov** GピズIDご利用にあたっての注意事項について

## にぎわいある街づくりに向けた道路占有に係る手続のワンストップ化

- ① デジタル庁や国土交通省が中心となり、  
地方公共団体における道路占有許可申請について、  
「e-Gov」を利用した標準化した形での手続のオンライン化の  
早期実現を図るべき
  
- ② 「道路占有システム」と「e-Gov」のシステム間直接連携等により、  
指定区間内の国道とその他の道路を同時に占有しようとする場合も、  
2つのシステム上でそれぞれ手続を行うのではなく、  
1つのシステム上でワンストップに行えるようにすることで、  
利便性を向上させるべき

### 1. 【道路占用】国が先頭に立ち、各自治体のオンライン化の主導

- 「e-Gov」を利用した標準化した形での手続のオンライン化の早期実現
- 各種申請手続きの統一フォーマットを策定・周知

### 2. 【道路占用】（国道含む）自治体をまたいだ申請のワンストップ化（自治体間の横割りの解消）

- 国道とその他の道路を同時に占有しようとする場合も、「道路占用システム」と「e-Gov」の2つのシステム上でそれぞれ手続を行うのではなく、1つのシステム上でワンストップに行えるようシステム間連携を行う

### 3. 各種申請のワンストップ化（省庁間の縦割りの解消）

- 国道以外でも、道路占用以外の手続き（道路使用等※）も「e-Gov」で行えるよう推進  
※屋外客席設置届や屋外広告物申請など、一部自治体のみにおいて求められる手続きも含む
- その上で、関連申請間のデータ連携による、さらなるスピードアップを図る  
（例：道路使用許可申請・道路占用許可申請・屋外客席設置届の同時申請、並行審査）

### 4. 各種申請の確認事項の公開・事前相談の省略

- 国道の道路占用・道路使用許可申請にならない、各自治体の各種申請に関しても、確認事項のオンライン公開・事前相談の省略を推進
- 確認事項の範囲内であれば、詳細な図面や什器の数の記載を求めない申請手続きとすることで、柔軟な活用を促進（参考：NYの事例）
- 確認事項の範囲内であれば、許可制ではなく届出制とすることで、迅速な活用を促進（参考：NYの事例）

メリット

道路活用側・行政側ともに、以下のようなメリットが期待できる。

- コロナ禍でニーズが増している屋外空間の利活用の活発化
- 手続き簡略化によるコスト減、迅速化（当社エリマネでの申請件数20件/年（コロナ前））

岸田内閣は「デジタル臨時行政調査会」等でDX化について重点的に取り組んでいる。利用者目線に立った行政手続きDX化の代表事例として取り組んでいただきたい。